所得税の寄付金控除
簡単まとめ

Money Forward クラウド

※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

対象となる主な寄付先

- 国、地方公共団体
- 公益社団法人、公益財団法人
- 認定NPO法人（特定非営利活動法人）
- 社会福祉法人
- 更生保護法人
- 特定の学校法人
  （私立学校法第64条第4項は令和7年4月1日より同法第152条第5項へ改正）
- 特定の独立行政法人、地方独立行政法人
  （主たる目的たる業務に関連するものに限る）
- 日本赤十字社、日本私立学校振興、共済事業団、日本司法支援センター 等
- 認定特定公益信託の信託財産とするための支出
- 一定の政治活動に関する寄付金（政治資金規正法を遵守するものに限る）

※学校の入学に関連するもの、寄付をした個人に特別な利益が及ぶと判断されるもの、法令に違反する寄付は対象外。

控除の種類と計算方法

年間の寄付合計額が2,000円を超える場合、その超える部分が控除の対象。寄付金の上限は原則として総所得金額等の40%。

※原則は所得控除が適用される。税額控除対象の３ケースについては、所得控除または税額控除のどちらか有利な方を選択できる。

所得控除

所得控除額 ＝ **（その年中に支出した特定寄付金の合計額 − 2,000円）**

上記の控除額が所得金額から差し引かれ、税額が再計算される。

税額控除

税額控除額 ＝ (**（対象となる寄付金の合計額−2,000円）** × **各控除率**)（100円未満切捨て）

対象	政党等、認定NPO法人、公益社団法人等への寄付金	
控除率と上限 （税額控除額は所得税額の25%が上限）	政党等への寄付金	認定NPO法人等・公益社団法人等への寄付金
	控除率30% 所得税額の25%上限は、この区分単独で適用	控除率40% 所得税額の25%上限は、これらの区分を合算して適用

一般的に税額控除が有利。所得税率が高い方は所得控除が有利になる場合がある。

© MoneyForward, Inc.